

2009.5月
229

KAWASAKI

- 税制についてのアンケートについて 2
- 活動報告・主要行事予定 4
- e-Tax推進委員会からのお知らせ 5
- 源泉所得税・電子納税のしかた 6

- 福利厚生制度推進員紹介 8
- 消防署からお知らせ 10
- 「税務調査」いざと言うときの万全対策 11

夫婦和合縁結び家内安全家
運隆昌安産学芸武道の護神の
神社。

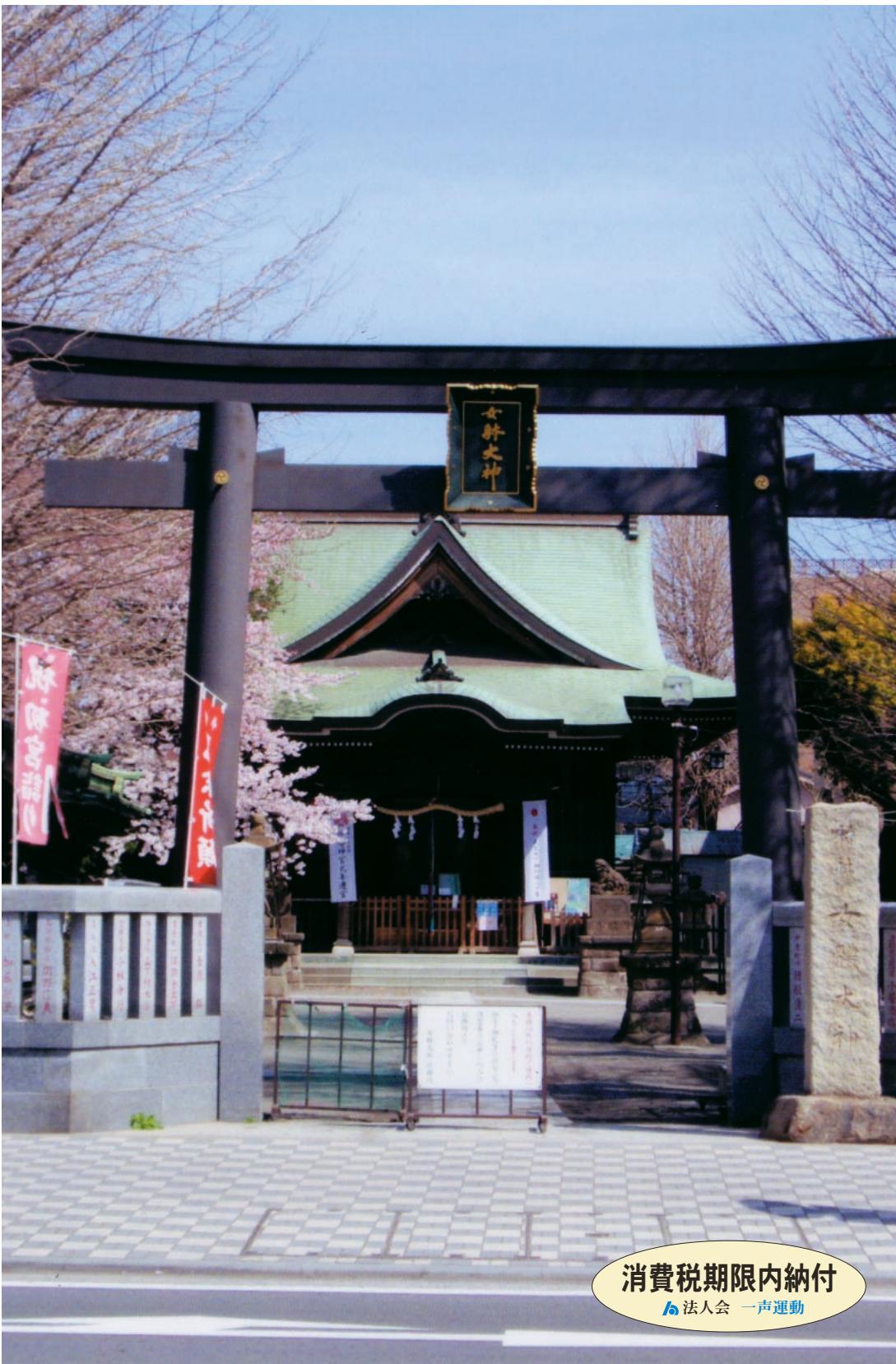
川崎南法人会だより

法人会NEWS

発行所/社団法人川崎南法人会
編集兼発行人/広報委員会

川崎市川崎区宮前町8-15(パールビル3F)
<http://www.km-hojinkai.or.jp>
Eメール km-hojin@km-hojinkai.or.jp

TEL:044-233-4852・8904
FAX:044-245-0023



消費税期限内納付
法人会 一声運動

幸区「女駄神社」



☆☆ 電子納税のしかた（源泉所得税）☆☆

国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用のための事前準備（裏面をご覧ください。）の後、電子納税が可能となります。

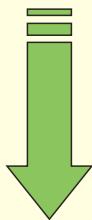
インターネットバンキングやATMを利用した源泉所得税の納付のしかたは次のとおりです。

1. 徴収高計算書データの作成・送信

e-Taxソフト等を利用して徴収高計算書データを作成します。

開始届出書を提出し取得した「利用者識別番号」とe-Taxに登録した「暗証番号」を用いてe-Taxにログインし、作成した徴収高計算書データを送信します。

* 納付すべき税額がない場合（納付税額0円）の徴収高計算書データについても送信することができます。



徴収高計算書用紙の 用紙選択・印字用紙選択		納付書類		納付書類用紙選択		納付書類	
32599	年月日	用紙選択	納付書類	用紙選択	年月日	用紙選択	納付書類
20	田中	税務署	源泉	110	20	税務署	源泉
総括・結算書 (01)	平成 20 年 12 月 25 日～12 月 25 日	人	3,240,000	内	83,400	内	83,400
徴収高計算書の 選択 (04)	平成 20 年 12 月 25 日～	人	700,000	内	61,337	内	61,337
支拂料金等の 選択 (05)	平成 20 年 12 月 25 日～	人	0	内	0	内	0
税理士等の 選択 (06)	平成 20 年 12 月 25 日～	人	0	内	0	内	0
合計 (09)	平成 20 年 12 月 25 日～	人	0	内	0	内	0
開票の支払 確定年月日		(電話) 03-1234-5678		支払額		支払額	
東京都千代田区霞が関 3-×-×		本 税		144,737		延 滞 税	
名 称 國税 太郎		合 計		144,737			
所得税徴収高計算書用紙の送付の要否							
<input checked="" type="radio"/> 1 送付不要 <input type="radio"/> 2 送付希望							

【お知らせ】

給与所得等の所得税徴収高計算書（納付書）の用紙につきましては、原則として、年末調整の時期に合わせて、源泉徴収義務者の皆様に税務署から送付させていただいております。

e-Taxを利用することにより納付書が不要となる方につきましては、e-Taxにより納付書データを作成する際に、「所得税徴収高計算書用紙の送付の要否」欄の「1送付不要」を選択した上で、徴収高計算書データを送信していただくことにより、税務署からの納付書の送付を省略させていただきます。

2. 納付区分番号等の確認

e-Taxにログインし、利用者のメッセージボックスから「納付区分番号通知確認（受信通知）」の表示を行います。

画面の「インターネットバンキング」のボタンをクリックし、画面の案内に従い、お取引の金融機関を選択します。

なお、ATMを利用して納税する場合には、画面に表示された「収納機関番号」及び「納付区分」をお控えの上、マークの表示があるATMで納税してください。



メッセージボックス

納付区分番号通知確認(受信通知)

送付したデータを全てダウンロードする場合は【ダウンロード】ボタン、インターネットバンキングを行う場合は【インターネットバンキング】ボタン、電子申報書類明細の文件を請求する場合は【交付請求】ボタンを押してください。
（注）電子申請等証明書の電子申請等を提出した日付で提出先の税務署から交付されます。

メール詳細(納付区分番号通知)

送付されたデータを受け付けました。なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

利用者識別番号	1234567890123456
氏名又は名称	国税 太郎

「ATMやインターネットバンキング、モバイルバンキング」をご利用の際は以下のとおり入力してください。（控えを取らか、印刷されることをお勧めします。）

収納機関番号	00200
納付番号	利用者識別番号を入力してください。
確認番号	納稅用確認番号を入力してください。
納付区分	9110000401

戻る([①](#)) ダウンロード([②](#)) 印刷([③](#)) 保存([④](#)) インターネットバンキング([⑤](#)) 支付請求([⑥](#))

3. 金融機関への納付指図

インターネットバンキングのシステムにログインすると、払込情報が画面に表示されます。払込情報を確認し、払込を実行することにより、利用者の指定口座から払込金額が払い込まれ、電子納税が完了します。

* 納付期限内に徴収高計算書データを送信した場合であっても、電子納税を紀元後に行ったときは、期限後納付となりますのでご注意ください。

○ ○ 銀行インターネットバンキング

ユーザー名：国税 太郎

払込情報	
払込先	麹町税務署
納付番号	1234567890123456
お名前	コクゼイ タロウ
払込内容	源泉20/07～12自主
払込金額	¥144,737
内延滞税	—
内手数料	—
払込金額合計	¥144,737

上記の内容で払込を実行します。

中止 戻る 払込実行

(注) 金融機関によって画面は異なります。



インターネットバンキングやATMで源泉所得税が納付できます！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、次の手順で事前準備を行うことにより、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した電子納税ができます。

ご利用開始までの流れ

① 金融機関とインターネットバンキング等の契約をします。

お取引の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」（ペイジー）が提供されている必要がありますので、予め金融機関にご確認ください。

なお、インターネットバンキング等の契約をしていなくても、ペイジーマークの表示があるATMを利用して納税することができます。



② 所轄の税務署に開始届出書を提出して「利用者識別番号」を取得します。

「電子申告・納税等開始届出書」は、e-Taxホームページの「ご利用メニュー」の「開始届出はこちら」メニューからオンラインで提出できます。オンラインで提出した場合、利用者識別番号がオンラインで即時に発行されます。

※ 「電子申告・納税等開始届出書」は書面でも提出できます。書面で提出した場合には、税務署から利用者識別番号及び暗証番号を記載した通知書等が送付されます。



③ パソコンにe-Taxソフトをインストールします。

e-Taxソフト（e-Taxを利用するためのソフト）をインターネットに接続したパソコンにインストールして、電子納税の手続を開始します。「電子納税のしかた」は、2ページをご覧ください。

※ e-Taxソフトは、e-Taxホームページからダウンロードしてください。詳しくは、e-Taxホームページ（「e-Tax導入マニュアル」）をご覧ください。



④ 電子証明書を登録します。

（e-Taxを源泉所得税などの「電子納税」に限り利用する場合は不要です。）

- 電子証明書を登録することにより、申告所得税、法人税、消費税及び地方消費税などの電子申告書や各種申請・届出の電子提出についてもご利用いただけます。
 - 電子証明書は、地方公共団体、法務省又は民間の認証局等が発行します。e-Taxで使用可能な電子証明書については、e-Taxホームページをご覧ください。
- なお、電子証明書の具体的な取得方法及び費用については、各電子証明書の発行機関へお尋ねください。
- ※ ICカードタイプの電子証明書をご利用になる場合は、ICカードリーダーが必要になります。



詳しくは、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

e-Tax推進委員会から会員の皆様方へ

税理士の代理送信による電子申告（e-Tax）の利用について

会員の皆様方には、平素から法人会活動に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国税庁では、現在、政府全体として取り組んでいる電子政府の実現の一環として「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」の普及拡大を進めています。

このe-Taxは、オフィスからインターネットを利用して申告や納税の手続ができるなど納税者の利便性の向上を図るものであるとともに、国税当局の事務の効率化を目的として取組まれているものであり、当法人会としても、全力を挙げて国税庁の方針に協力していくこととしております。

つきましては、会員の皆様方には、是非ともe-Taxの利用を始めていただきますようお願い申し上げます。

なお、e-Taxを利用して申告するには、貴社のパソコンから利用していただくこともできますが、「手續が面倒」「パソコンが苦手」等とお考えの方もいらっしゃいます。

そこで、貴社の代わりに税理士が代理送信する方法がありますので、是非とも、法人税、消費税、源泉所得税及び法定調書等の申告等の際には、貴社の顧問税理士に「e-Tax」での申告をお願いして頂きたいと存じます。

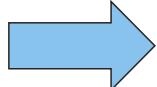
（「代理送信」とは、税理士が納税者に代わって電子申告することをいいます。）

税理士に代理送信を依頼すると？

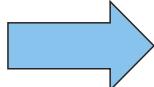
- ◆ 納税者本人の住基カードなどの電子証明書を取得する必要がありません。
- ◆ 従来と同様に申告書作成に係る会社の手間はかかりません。
- ◆ 代理送信を依頼した手続以外の「納税証明書」の発行サービスなどは法人自身による手続が可能です。



納税者



依頼



税理士



代理送信

女性部会年度末研修会及び意見交換会



菅沼 久雄 署長

3月27日(金)、東田公園内コミュニティーハウス“さくら”にて研修会を開催、年度末の大変ご多忙のなか、本部役員を始め部会員の方々が45名ほど参加してくださいました。第1部は川崎南税務署の菅沼久雄署長様を講師にお迎えし「知っておきたい税の現状」を題して講演を頂きました。続いて第2部の講演は横浜綜合法律事務所の林戸孝行弁護士を講師にお迎えし5月からスタートする「裁判員制度」について、わかりやすく説明を頂きました。

次に意見交換会は杯をかたむけながら楽しく大いに盛り上がり、時間の過ぎるのも忘れる程でした。



林戸 孝行 弁護士

川崎南法人会 主要行事予定

5月

5月 7日(木) 13:30～	決算法人説明会	川崎南税務署5階会議室
5月 8日(金) 11:00～	広報委員会	川崎信用金庫本店
5月12日(火)	日帰りバス研修会 都内・大人の社会見学ツアー(国会議事堂・台場1丁目商店街)	
5月13日(水) 13:30～	新設法人説明会	川崎南税務署5階会議室
5月13日(水) 17:00～	源泉部会総会	カメリアホール
5月14日(木) 16:00～	青年部会第28回総会	カメリアホール
5月18日(月) 14:00～	源泉部会税務研修会	川崎南税務署5階会議室
5月19日(火) 16:00～	女性部会第31回通常総会	カメリアホール
5月21日(木) 18:00～	初級簿記講習会(10日間)	川崎商工会議所
5月22日(金) 14:30～	第42回通常総会	川崎日航ホテル

6月

6月11日(木) 13:30～	決算法人説明会	川崎南税務署5階会議室
6月18日(木) 17:00～	福利厚生連絡協議会と厚生委員会との合同会議	カメリアホール
6月19日(金) 14:00～	源泉部会研修会(労働保険等)	川崎市教育文化会館

7月

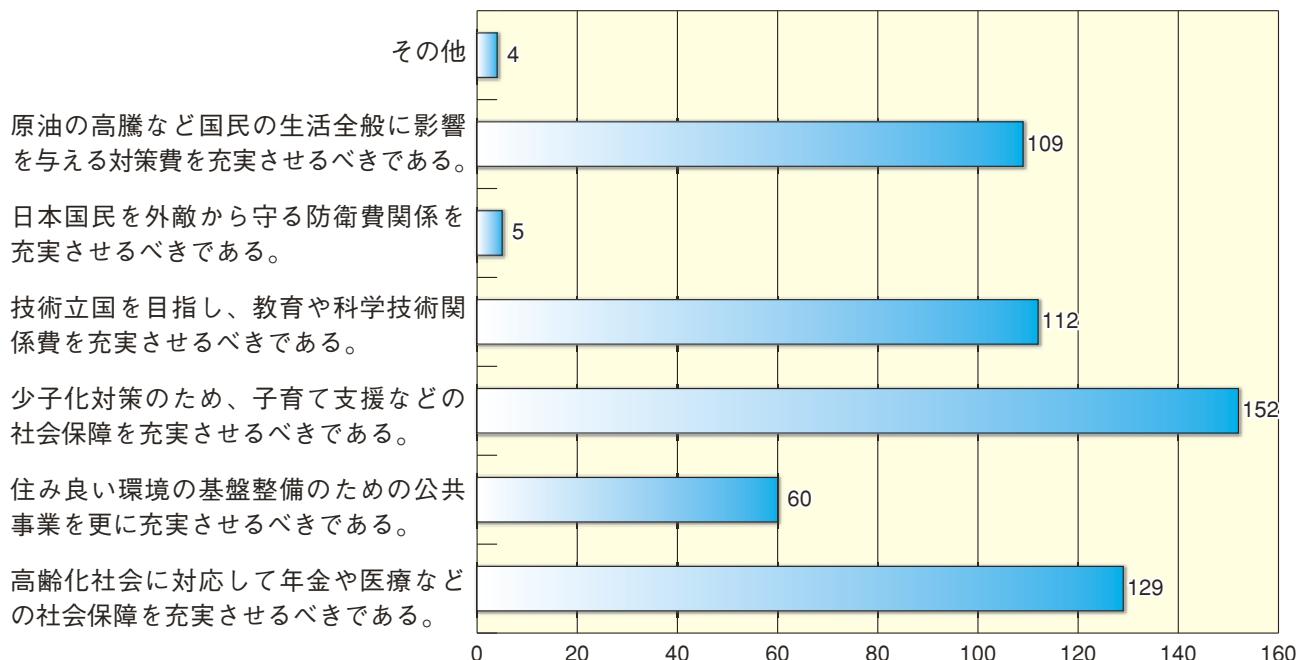
7月 2日(木) 13:30～	決算法人説明会	川崎南税務署5階会議室
7月 2日(木) 17:00～	広報委員会	カメリアホール
7月 7日(火) 18:00～	実務経理セミナー(10日間)	川崎商工会議所
7月14日(火) 13:30～	救急救命講習会	川崎消防署
7月17日(火) 13:30～	救急救命講習会	川崎消防署
7月22日(水) 13:30～	新設法人説明会	川崎南税務署5階会議室

第22回法人会 全国青年の集い「長崎大会」 「税制についてのアンケート集計結果」

対象 全国の青年部会（442会） 回収数 303会 回収率 68.6%

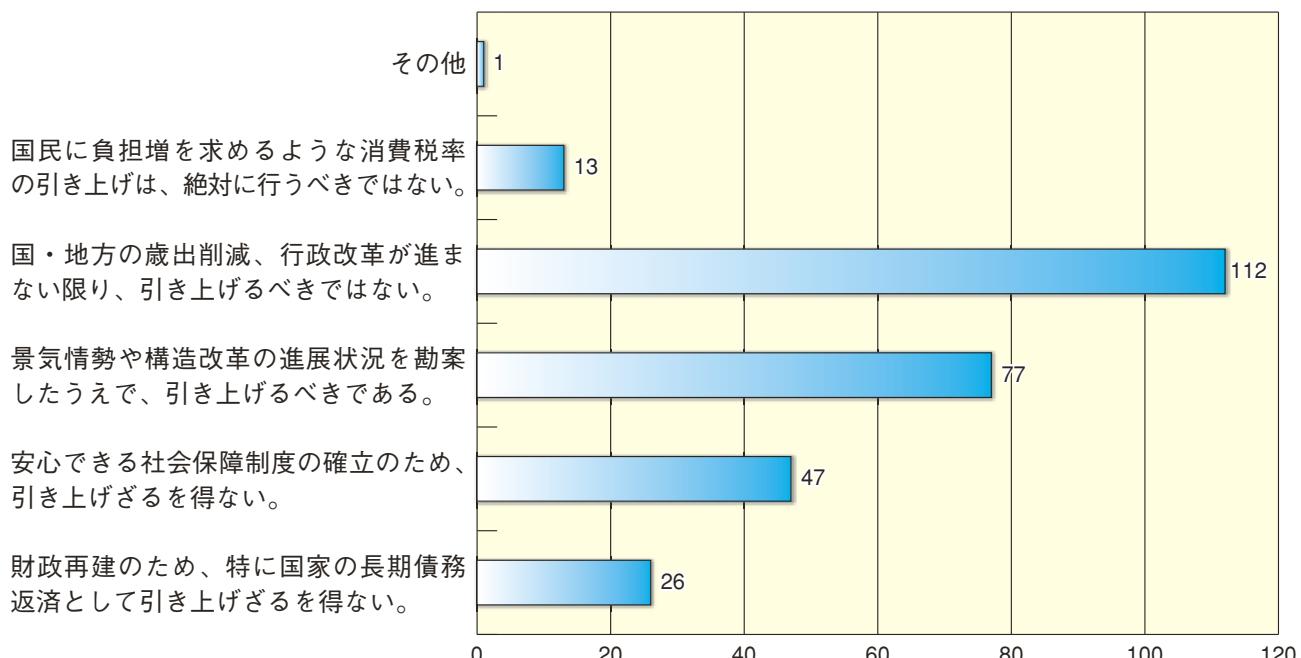
1 「税の使い道」

税の使い道に関して、どれが大切なことだと考えますか。該当する選択肢2つまでに○印をつけてください。
(サンプル数 296/303・件)



2 「消費税率の引き上げ」

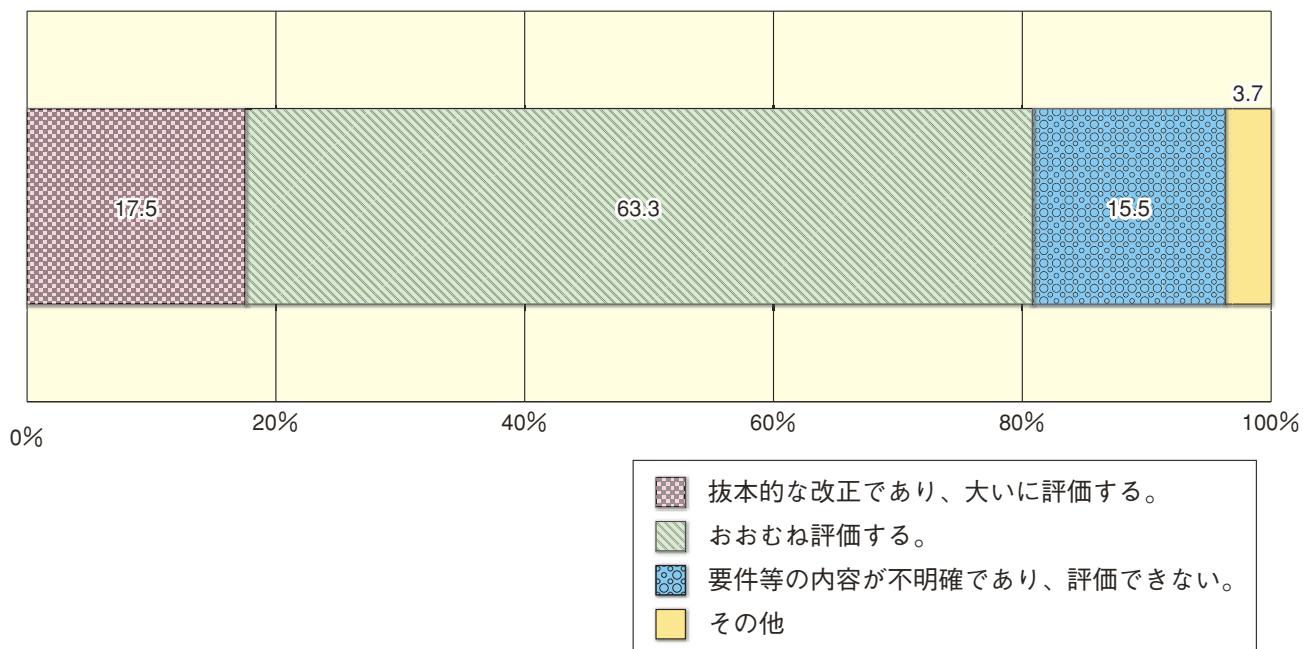
消費税の引き上げは、景気の動向や行財政改革の推進と関連してこれからの大変な課題ですが、あなたはどう考えますか。該当する選択肢1つに○印をつけてください。
(サンプル数 276/303・件)



③ 「中小企業の事業承継」

平成20年度税制改革で事業承継税制について見直しが行われ、中小企業を対象に納税額を80%猶予する「取引相場のない株式等に関する相続税の納税猶予制度」が創設されることになりました。このことについてどう評価されますか。該当する選択肢1つに○印をつけてください。

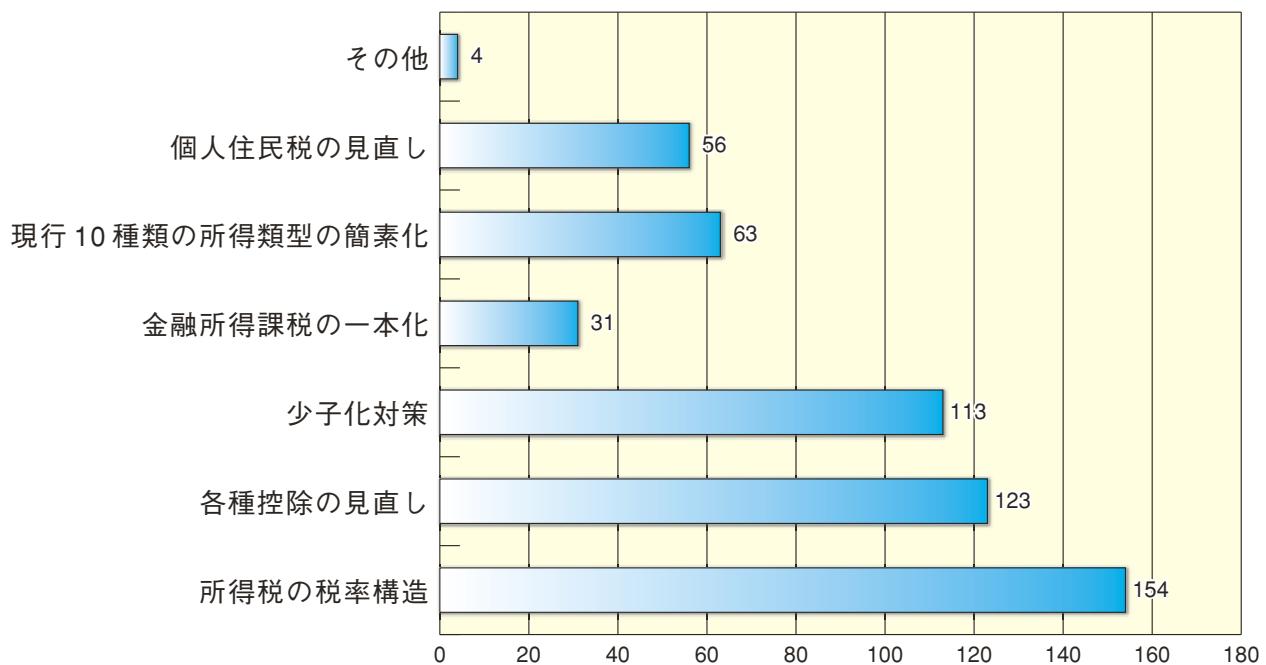
(サンプル数 297/303・件)



④ 「所得税の見直し」

税制の抜本的改革にあたって、個人の所得税についても見直しが行われることになっていますが、どういう点を優先して改革すべきですか。該当する選択肢2つまでに○印をつけてください。

(サンプル数 298/303・件)



「税務調査」 いざと言うときの万全対策!!

～「交際費等」交際費と会議費の違いは金額ではない～

交際費は、税務調査では必ずと言って良いほどチェックされます。

そして、実際に問題点として指摘されることも多い項目です。交際費で主に問題になるのは、交際費処理したものの中に給与または賞与として認定すべきものがないかどうかと、交際費以外の勘定科目で損金処理したものの中に交際費等に該当するものがないか、の2点です。

①交際費の中に役員等の個人的支出がないか

調査官は、まず、交際費として処理しているものの中に、会社として支出する合理的な理由のないもの、言い換えれば役員等の個人的な支出が含まれていないかどうかを見ていきます。

もともと、交際費は、交際費等の損金不算入の規定により、損金に算入される額が制限されていますので、個人的な支出とされても、つまり、損金として認められなくともあまり影響はないだろうと考えがちですが、個人的な支出とされた場合の影響は、多岐に渡ります。例えば、社長が個人的に友人を招待して食事に行った費用を会社の交際費として処理していた場合には、これは会社の交際費ではなく、社長の個人的支出来として、社長に対する役員賞与と認定されます。

調査の結果、役員等の個人的支出来であることが分かり、役員賞与と認定されると、会社の法人税の計算上、全額損金不算入となります。さらに、役員に賞与を支払った時に源泉徴収をしなければならなかった、ということになり、源泉徴収漏れにもなります。

また、消費税の追徴が必要な場合があります。前出の例では、社長の個人的な飲食代を会社の交際費として経理した段階では、消費税の課税仕入れとして処理されているはずですが、社長への賞与ということであれば、消費税の課税仕入れにはなりません。

そこで、税務調査では必ずと言って良いほど接待の相手先の名称や当社との関係など質問されます。特に同族会社の税務調査では、お中元やお歳暮の送り先リストの提示を求められることがよくあります。やはり、贈答先の中に会社の事業と関係のない者が含まれていないかを確認するためです。当社にリストが残っていないなくても、例えば、デパートから送っている場合には、デパートにも送り先リストの控が残っていますので、デパートに対して反面調査をすれば、すぐ分かります。

個人的な支出来を安易に交際費処理することで、思わぬ税負担が生じることがありますので、交際費と個人的支出来との区別を慎重に行うことが重要です。

②交際費関係資料の揃え方

前述のように、調査官は、接待または贈答の相手先や、その相手先と当社の関係などを質問してきます。これに対して、その交際費が会社の事業に関連して必要であったことを説明しなければな

りません。

そのためには、社内の交際費規定を作成して、交際費の決裁限度額をはじめとした社内承認手続を明確に定めておいた方が良いでしょう。

その社内承認の過程で、交際費支出伺い書（または起案書、稟議書）や交際費支出報告書（または精算書）等を記入し、残しておけば、これに基づいて説明することができます。

もっとも、これらは税務調査のために行うことではなく、会社として交際費のムダ遣いや不正支出を避けるための管理として必要なことでもあります。

その際、ご祝儀などのように領収書のない支出については、招待状や案内状を上述した伺い書や報告書に添付しておくなど、支出の事実を客観的に証明できるようにしておくと良いでしょう。

③他の経費との区別

税務調査では、交際費以外の勘定科目で損金処理したものの中に交際費に該当するものがないかを調査されます。会議費との区別は特に調査されやすいとされていますが、他にも交際費として間違えやすい支出があります。その幾つかを整理します。

①接待に際して得意先を送迎するために要したタクシー代等

得意先を接待する際、その得意先を送迎するために要したタクシー代等は、旅費交通費として処理されますが、税務上は、接待に付随する費用として交際費等に該当します。

②法人名義（無記名式）のゴルフ会員権の年会費等…

法人名義（無記名式で入会金が会社の資産として計上されるもの）のゴルフクラブの年会費は、諸会費として処理されますが、税務上は、交際費等に該当します。

③役員などの幹部社員のみの懇親会や慰労会等…

役員など社内の特定の者だけが出席する懇親会や慰労会等に要する経費は、一般的に福利厚生費として処理されますが、税務上は、交際費に該当します。

④業界団体・親睦会の諸会費等

諸会費として処理されているものであっても、例えば、業界団体、ロータリークラブ、ライオンズクラブなど親睦を目的とした会に対して支払われた会費は、接待交際費に該当します。また、会費名目であっても、団体旅行や会食などである場合には、接待交際費として取り扱われます。

出典協力：(財)大蔵財務協会

参考文献：税務調査の資料揃えと心構え

通報訓練の実施方法

前回から三回にわたり連載で総務省消防庁違反是正支援センターで作成した訓練マニュアルを紹介させていただいております。今回は二回目の通報訓練についてです。

火災予防の取組みとして皆様で活用してください。

2. 通報訓練

1 火災発生

ベル鳴動



自動火災報知設備のベルが鳴りました。
どこかで火災です。

2 火災発生場所の確認



すぐに受信機で出火階を確かめ、
現場に行き、火災の有無を確認します。



3 館内への報知



ビル内に大きな声で、火事を知らせます。

携帯拡声器等が準備されていれば、なお良いでしょう。



4 消防へ通報



速やかに消防に通報します。

- 火災か救急か
 - 所在地、ビル名
 - 何が燃えているか
 - 階数
 - 目標物
 - 危険物の有無など
 - 通報者氏名・電話番号
- を正確に通報します。

次回は、避難訓練についてです。→



川崎消防団では、消防団員を募集中です！

地域を守る！熱いハートのある方を募集しています。お問い合わせ：川崎消防署予防課 TEL 223-0119



福利厚生制度推進員紹介

がん保険制度・医療制度・介護保険制度推進員（五十音順：①住所②連絡先③コメント）



有限会社 五十嵐保険商会 (写真：五十嵐光松推進員)

① 川崎市川崎区殿町 3-9-7 ②044-287-3156

③ 法人会厚生制度を一人でも多くの方々に伝えていきたいです



株式会社 海星 (写真：松竹光男推進員)

① 川崎市川崎区東町 8 パレル三井ビルディング 1F ②0120-548-886

③ 川崎市役所前の、アフラックショップとして法人会の方々たにも認識いただいている。さらに身近な存在としてお役に立て頂けるようがんばります。



株式会社 トーア首都圏営業部 (写真：二宮恭己推進員)

① 横浜市中区尾上町 4 丁目 47 リストカンナビル 4F ②0120-39-1006

③ 皆様のお役に立てるよう情報提供をしていきたいと思います



株式会社 保険企画 (写真：河合政子推進員)

① 川崎市中原区北谷町 47 ②0120-044-211

③ 川崎南法人会会員の皆様にお気軽に何なりとご相談いただけます
よう日々精進いたします。



有限会社 保険サービス (写真：廉澤淳二推進員)

① 川崎市川崎区上平間 1420-89 ②044-511-9976

③ 4月から法人会推進員となりました。



株式会社 ほけん広場 (写真：長澤幸恵推進員)

① 川崎市川崎区大島 5-1-10 ②0120-474-100

③ ファイナンシャル・プランナーの視野から、保険のアドバイスをさせていただきます。



有限会社 リスクマネジメント・オオイワ (写真：大岩加代推進員)

① 川崎市中原区上平間 1480-7 ②044-541-6671

③ 元気に明るくこれからもがんばりますので、よろしくお願いいいたします



渡辺 博士代理店 (写真：渡辺博士推進員)

① 大和市下鶴間 4240-5-206 ②046-208-9428

③ 約 10 年ぶりに川崎の皆さんにお会いできるのを楽しみにしています。